

裏面も必ずご確認ください

5. 【代理申請を行う場合】

本人に代わり代理人が申請や受給を行う場合は、記入ください。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、申請 調整給付金(不足額給付分) 受給 を委任します。 ※法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。			申請者氏名	署名 印 ※本人が自筆できない場合は、本人氏名を記入し押印してください。	

6. 【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

表面の「3. 調整給付金(不足額給付分)の算出式及び申請額」が①+②の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)−④>0となる納税義務者

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

提出書類

申請にあたり以下の書類が必要になります。提出前に□にチェック(レ)し再度ご確認ください。

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

☐ 『調整給付金(当初給付分)の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度分個人住民税納税通知書または特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 算出に必要な令和6年所得税等や、令和6年分所得税分控除額等がわかる上記書類の写しをご用意ください。

☐ 『本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、被保険者証等の写し(コピー)をいずれか一つ添付してください。

☐ 『代理人確認書類の写し(コピー)』

※ 代理人が申請(受給)を行う場合には、申請人の本人確認書類及び代理人の本人確認書類を添付してください。(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(コピー)をいずれか一つ添付してください。)法定代理人の場合は、登記事項証明書の写し(コピー)を添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 表面受取口座に記入した口座の確認書類を添付してください。
金融機関名(金融機関番号)、支店名(支店番号)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ記載がわかるページ)が記載されている通帳やキャッシュカードの写し(コピー)を添付してください。